

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定の予定	林 政 課
◎ 公 告	
・県営土地改良事業計画の決定	農 村 整 備 課
・測量の実施（3件）	建 設 企 画 課
・測量の終了（10件）	”
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生活安全企画課
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課

告 示

長崎県告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
 令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
平戸市飯良町字呼寄88、90のロ、字大寄1813のイ第1、1825の第4、1838の1
- 2 指定の目的
魚つき
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（農業用排水施設工）郷ノ浦第2地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長

崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
郷ノ浦第2地区県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和6年4月12日から令和6年5月2日まで
- 3 縦覧場所
壱岐市役所郷ノ浦庁舎窓口
勝本庁舎窓口
芦辺庁舎窓口
石田庁舎窓口

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市下大渡野町～長崎市本河内町	令和6年4月10日から 令和6年6月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局上五島支所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町友住郷～赤尾郷	令和6年4月17日から 令和6年8月10日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（オルソ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

長崎市、佐世保市、西海市

令和6年5月27日から
令和7年3月31日まで**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（UAVレーザー測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町平原郷、白似田郷	令和5年8月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（路線測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市東大村一丁目	令和6年2月21日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町平原郷、鳥加郷	令和6年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町平原郷、白似田郷	令和6年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市新中川町、伊良林一丁目、伊良林二丁目、伊良林三丁目及び矢の平二丁目の全部並びに矢の平一丁目の一部	令和6年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西海町木場郷（一部）	令和6年3月7日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により小迎南風崎土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町小迎郷	令和6年3月19日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（現地測量、路線測量、用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市宮津町	令和6年3月25日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和6年3月27日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（火山土地条件図データ作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
別紙のとおり	令和6年3月31日

別紙

作業地域



① 雲仙岳地区

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月12日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分
交通誘導警備業務1級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和6年7月25日（木）午前9時から午後6時までの間

(2) 場所

福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 検定予定人員

5人

3 受検資格

受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 長崎県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和6年4月22日（月）から同年5月1日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者

本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 次に掲げるいずれかの書面 1通

㊦ 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

㊧ 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

14,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

8 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110内線3186）

長崎県公安委員会告示第21号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月12日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

辞職を承認した者

氏 名	活 動 区 域	辞職を承認した日
今 岡 一 生	長崎警察署の管轄区域	令和6年3月31日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト